

山梨県公報

第二千一号

平成二十一年
十二月三日

木曜日

目次

告示

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………六三三

換地計画の決定……………六三三

道路の供用開始……………六三三

公告

毒物劇物取扱者試験の実施……………六三三

平成二十一年度二級建築士試験の合格者……………六三四

公安委員会

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則……………六三五

告示

山梨県告示第三百六十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十一年山梨県告示第二九九号)は、解除する。

平成二十一年十二月三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業春日居第一地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年十二月三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類
換地計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十一年十二月四日から平成二十二年一月七日まで

三 縦覧場所
笛吹市役所

四 異議申立期間
平成二十二年一月八日から同年一月二十二日まで

山梨県告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道線	鷲宿上曾根線	笛吹市境川町藤袋字蘇在塚四八二五番の一地先から 笛吹市境川町藤袋字蘇在塚四八二八番の一地先まで	八八・三	平成二十一年十二月三日

公告

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十二月三日

山梨県知事 横内正明

一 試験日

平成二十二年二月六日(土)

二 試験場所

甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

- 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- 2 実地試験

六 受験手続

- 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (イ) 住民票抄本(本籍が記載されたものに限る。)
 - (ロ) 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。)
 - (二) 受験手数料
 - 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。)

七 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間
 - 平成二十二年一月五日(火)から同月十二日(火)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分までとする。ただし、県外居住者であつて郵送による場合は、一月五日(火)から同月九日(土)までの消印のあるものを有効とする。
- 2 提出先
 - 各保健福祉事務所(保健所)を含む。以下同じ。()に提出すること。ただ

八 試験結果の発表等

平成二十二年二月二十六日(金)に合格者の受験番号を県庁南側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四九一)に問い合わせること。

●平成二十一年二級建築士試験の合格者

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により実施した平成二十一年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十一年十二月三日

山梨県知事 横内正明

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二〇〇二二P	大澤輝	二〇七八五P	中田雅弘
二〇〇三五N	高野聡	二〇八二九Y	星野志保
二〇一三四P	黒澤雄一郎	二〇八七一Y	横倉誠
二〇一六三R	山口葉子	二〇八八二N	小林睦
二〇二〇五R	秋山龍也	二〇九五五Y	高部優
二〇二二一K	長阪俊樹	二〇九六七P	古屋たまき
二〇二二九L	名取宏展	二〇九八〇N	末木淳一
二〇二三四Y	雨宮大介	二〇九八一P	山口宏幸
二〇二四八Y	見藤明彦	二〇〇〇九M	仲野正範
二〇二六二Y	柘植宗光	二〇〇一九R	堀水朗
二〇二九五P	小林勇介	二〇〇三〇M	焼広欣
二〇三一一七R	橋田奈月	二〇〇三八N	百瀬和雄
二〇三一九K	須田高志	二〇〇五二N	望月直人
二〇三三三K	細内かおる	二〇〇六六N	柳澤祐介
二〇三七三R	中込聡	二〇〇八一P	丹澤介
二〇三八三L	一ノ瀬千玄	二〇〇一八Y	城戸康二
二〇四一八L	川村涼太	二〇一七三R	有野康宏
二〇五一八N	野田健浩	二〇二三九L	奥脇多佳幸

二 H	一 〇 五 七 二 L	阿 部 大 器	二 H	二 〇 三 〇 五 P	雨 宮 広 行
二 H	一 〇 六 六 〇 R	穂 坂 剛	二 H	二 〇 三 一 七 R	淡 路 礼
二 H	一 〇 六 六 九 K	榑 田 行	二 H	二 〇 三 三 二 N	佐 野 公 人
二 H	一 〇 七 〇 一 P	中 野 大 地	二 H	二 〇 三 七 五 P	秋 山 浩 二
二 H	一 〇 七 四 二 N	二 宮 大 彰	二 H	二 〇 三 八 二 P	山 田 佳 美
二 H	一 〇 七 四 三 P	吉 村 郁 美	二 H	二 〇 三 九 三 L	山 田 輝 彦
二 H	一 〇 七 五 七 P	川 口 拓 郎			

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月三日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則（平成二十一年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「銃砲刀剣類所持等取締法」の下に「第四条の三第二項及び」を加える。

第一条第二項中「医師」を「前二項の医師」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「（以下「医師の指定」という。）」を削り、同項の表の第一号中「第五条第一項第二号の政令で定める病気」を「第五条第一項第三号の銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気」に、「第五条の二第三号」を「第八条第三号」に、「第五条第一項第三号及び第四号」を「第五条第一項第四号及び第五号」に改め、同表の第二号中「第五条の二第三号」を「第八条第三号」に改め、同表の第三号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第四条の三第二項の診断を行う医師の指定は、次の表の上欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医 師
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第十六項に規定する認識及び技能を有すると認められる医師知症である者	上欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

第一条中「医師」を「前条第一項及び第二項の医師」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番